

令和3年竹田市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和3年3月5日(金) 午後2時18分～午後4時17分

2. 場 所 竹田市役所2階庁議室

3. 出席委員 12名

1番 後藤 善徳、2番 山村 徹、3番 長野 幸生、4番 和田 京子、5番 佐藤 隆幸
6番 佐藤 博一、8番 工藤 一美、9番 本郷 敦子、10番 麻生 章治
11番 工藤 明秀、12番 釘宮 恒憲、13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

7番 首藤 徳子

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：坂本大蔵、農地係長：工藤裕崇、農地係：津曲美香

6. 議事

議案第18号	農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	28件
議案第19号	農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	17件
議案第20号	農用地利用集積計画の承認について	39件
議案第21号	農用地利用集積計画の利用権の移転について	1件
議案第22号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	9件
議案第23号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第24号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第25号	非農地証明について	5件
議案第26号	利用状況調査に基づく非農地の認定について	1件

以上、103件を、本日の議案として提案いたします。

会長 あいさつ

局長 ただいまの出席委員数は、12人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和3年竹田市農業委員会第3回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、5番 佐藤隆幸

委員、6番 佐藤博一委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第6号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、12件ありましたので報告します。

尚、3番から8番の案件は、議案第18号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認に関連し、合意解約するものです。10番の案件は、議案第20号 農用地利用集積計画の承認及び議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関連し、合意解約するものです。11番の案件は、議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関連し、合意解約するものです。

続きまして、報告第7号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、1件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第18号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分	28件
議案第19号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について	17件
議案第20号 農用地利用集積計画の承認について	39件
議案第21号 農用地利用集積計画の利用権の移転について	1件
議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	9件
議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第25号 非農地証明について	5件
議案第26号 利用状況調査に基づく非農地の認定について	1件

以上、103件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第18号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。
議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

農政課の井出です。よろしく申し上げます。議案第18号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番から3番の案件は、5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

4番、5番、23番、25番の案件は、10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

6番、8番、10番、15番、17番、19番、20番の案件は、15年9ヶ月間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

7番、9番、11番から14番、16番、18番、21番、22番の案件は、15年9ヶ月間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

24番、26番から28番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第18号について、担当課から説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第18号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定いたします。

議長

続いて、議案第19号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について を議題といたします。
議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

先の議案第18号におきまして土地所有者から大分県農業農村振興公社への権利設定の承認をいただきましたが、議案第19号の農用地利用配分計画案は、農地中間管理事業による5年間、10年間、15年9ヶ月間の賃貸借及び使用貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

1番の借受人は、認定農業者である ○○○○です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手とし

てマッチングした結果」と「基盤強化法の利用権設定から中間管理事業法賃借権への移行」です。

2番の借受人は、認定農業者である ○○○○氏です。選定理由は、「基盤強化法からの更新」で受け手は息子に変更することで調整済みです。

3番の借受人は、○○○○氏です。選定理由は、「地域内の担い手」です。

4番及び5番の借受人は、認定農業者である ○○○○氏です。選定理由は、「借受者は、地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

6番の借受人は、○○○○氏です。選定理由は、「借受者は、地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

7番の借受人は、認定農業者である ○○○○氏です。選定理由は、「借受者は、地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

8番及び9番の借受人は、認定農業者である ○○○○氏です。選定理由は、「借受者は、地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

10番及び11番の借受人は、認定農業者である ○○○○氏です。選定理由は、「借受者は、地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

12番の借受人は、認定農業者である ○○○○氏です。選定理由は、「借受者は、地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

13番の借受人は、認定農業者である ○○○○氏です。選定理由は、「借受者は、地域の担い手で当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

14番の借受人は、○○○○氏です。選定理由は、「借受者は、人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

15番の借受人は、○○○○氏です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

16番の借受人は、○○○○氏です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

17番の借受人は、認定農業者である ○○○○氏です。選定理由は、「基盤強化法の利用権設定から中間管理事業法賃借権へ移行」と「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

議長

只今、議案第19号について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

3番 長野幸生委員

15番の○○○○氏ですが、新規就農の時は、本人と奥様両名の名前で出ていました。今後の申請書類については、○○○○氏の名義でやっていくのですか。

農政課

○○○○氏は、奥様と二人の名前で新規就農となっています。農業次世代人材事業の補助金を頂くのですが、これも二人でいただいています。土地は○○○○氏、それ以外は奥様となっており、リスクを分散させ

ています。お互いのリスクを抱えてくださいというのが、農業次世代人材事業の要件となっていますので、今回の土地については〇〇〇〇氏となっています。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。議案第19号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

ここで、休憩いたします。農政課の井出係長は、退席してください。ありがとうございました。

(午後2時35分)

議長

再開します。

(午後2時35分)

続いて、議案第20号 農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、認定農業者である 〇〇〇〇氏です。4年6ヶ月間の賃貸借、新規設定です。

2番の借り手は、〇〇〇〇氏です。2年間の賃貸借、再設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

3番の借り手は、認定農業者である 〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、再設定です。

4番の借り手は、〇〇〇〇氏です。2年間の賃貸借、再設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

5番の借り手は、〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

6番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

7番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

8番の借り手は、認定農業者である 〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

9番及び10番の借り手は、認定農業者である 〇〇〇〇氏です。9番は、10年間の使用貸借、新規設

定、10番は、6年間の賃貸借、再設定です。

11番の借り手は、〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

12番の借り手は、〇〇〇〇氏です。4年間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

13番の借り手は、認定農業者である 〇〇〇〇氏です。7年9ヶ月間の賃貸借、再設定です。

14番の借り手は、〇〇〇〇です。23年10ヶ月間の賃貸借、新規設定です。労力7人、果樹・野菜栽培を行う〇〇〇〇の会社で、〇〇〇〇では認定農業者になっていますが、今回竹田市でブルーベリー栽培を行うため、複数の市町村での認定は大分県の認定となるため、大分県から認定を受けております。

15番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

16番の借り手は、認定農業者である 〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、新規設定です。

17番及び23番の借り手は、認定農業者である 〇〇〇〇氏です。17番は、5年間の賃貸借、再設定、23番は、5年間の賃貸借、新規設定です。

18番、19番及び22番の借り手は、〇〇〇〇氏です。4年間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

20番及び36番の借り手は、認定農業者である 〇〇〇〇氏です。20番は5年間の賃貸借、新規設定、36番は5年間の賃貸借、再設定です。

21番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

24番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

25番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力3人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

26番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の使用貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

27番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の使用貸借、再設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

28番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

29番及び30番の借り手は、認定農業者である 〇〇〇〇氏です。6年間の賃貸借、再設定です。

31番及び32番の借り手は、認定農業者である 〇〇〇〇氏です。31番は、5年間の賃貸借、新規設定、32番は、5年間の賃貸借、再設定です。

33番の借り手は、認定農業者である 〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、再設定です。

34番の借り手は、認定農業者である 〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、新規設定です。

35番の借り手は、認定農業者である 〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。

37番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、稲作中心の農家であり、

借受農地の効率的な利用が見込まれます。

38番の借り手は、〇〇〇〇氏です。3年1ヶ月間の使用貸借、新規設定です。労力2人、稲作・畜産中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

39番の借り手は、認定農業者である 〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

14番を除いた案件について現地確認した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第20号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第20号の 農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第21号の 農用地利用集積計画の利用権の移転について を議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第21号の1番の案件は、利用権の設定をしている借り手を親から子へ移転するものです。

この案件について現地確認した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第21号について、事務局による説明がありましたが、ご意見、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第21号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。
よって、議案第21号の農用地利用集積計画の利用権の移転については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。
1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第22号の1番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字片ヶ瀬字前久保○○○○番 畑1筆 面積128平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、1,582平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

4番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

4番 和田京子委員

議案第22号の1番の調査報告をいたします。
譲受人の労力は1名です。農機具は、耕運機1台を所有しており、稲作・野菜栽培を中心とした農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。
よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第22号の2番の案件は、譲渡人 持分2分の1○○○○氏 持分2分の1○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字門田字小園○○○○番 外5筆 田6筆 面積1,378平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、9,604.73平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

6番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

6番 佐藤博一委員

議案第22号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、耕運機1台しか所有しておりませんが、本人が建設業をしており、近くの人に作業を受託してくれる人がいるそうです。農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、農地の総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第22号の3番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市大字下志土知字下志土知○○○○番 外1筆 田2筆 合計面積1,668平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、16,236平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

3番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第22号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第22号の4番の案件は、貸人 ○○○○氏から借人 ○○○○へ、申請地の竹田市大字久保字芹川○○○○番 畑1筆 面積10,547平方メートルを営農型太陽光発電設置のため10年間の地上権設定するものです。借人の経営規模は、10,547平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

3番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第22号の4番の調査報告をいたします。

この案件は、営農型発電施設の下部の農地の空中に区分地上権の設定を行う農地法第3条許可申請になりま

す。そのため、耕作に必要な労力、機械等の要件を満たす必要はありません。計画から見て、申請地及び周辺の農地に係る営農条件に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第22号の5番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市荻町馬場字岩戸○○○○番 外1筆 畑2筆 合計面積2,050平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、15,494平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

1番 後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第22号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター1台、管理機1台を所有しており、野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第22号の6番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市荻町政所字杉園○○○○番 畑1筆 面積205平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、1,293平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

1番 後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

1番 後藤善徳委員

議案第22号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台を所有しており、野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合

的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えま

議長

続いて、7番の説明を事務局に求めま

事務局

議案第22号の7番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市久住町大字栢木字西田○○○○番 田1筆 面積2, 811平方メートルを所有権移転するものです。

譲受人の経営規模は、41, 302平方メートルとなり、下限面積要件を充たしま

議長

12番 釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番 釘宮恒憲委員

議案第22号の7番の調査報告をおこないま

譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えま

議長

続いて、8番の説明を事務局に求めま

事務局

議案第22号の8番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字下園○○○○番 畑1筆 面積455平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、46, 881平方メートルとなり、下限面積要件を充たしま

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第22号の8番の調査報告をいたしま

譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター6台、田植え機1台を所有しており、稲作・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第22号の9番の案件は、譲渡人 ○○○○氏から譲受人 ○○○○氏へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字荻原○○○○番 外4筆 田4筆 畑1筆 合計面積5,549平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、5,549平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

11番 工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番 工藤明秀委員

議案第22号の9番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、現在は所有しておらず、機械での作業については委託することにより農地全部の効率的な利用と、その他の農作業に必要な日数の確保が見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第22号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

6番 佐藤博一委員

今から太陽光に関しては、非常に厳しいと聞いていますが、儲かる農業をするためにこういう形態で行うと○○○○の方は言っていました。要するに太陽光で収入を得て、パネルの下でも耕作することにより利益を上げていくということなんですね。

4番 和田京子委員

関連してですが、議案20号の14番では、土地所有者の○○○○氏と認定農業者の○○○○が利用権を設定しています。議案22号の4番は、同じ地番同じ面積で○○○○氏と太陽光発電設置のため地上権設定を○○○○が行っています。こうしないと許可できないのですか。

事務局

太陽光を建てる時は、普通の太陽光と営農型太陽光というパネルの下で耕作出来る形態の太陽光の2種類があります。太陽光のみであれば、2種農地のみで1種農地には建てられませんという規定があります。但し、下を耕作しており、それに影響がないようなものを上に建てる場合、営農型太陽光として建てられま

す。

その中で3条申請をしないというのは、太陽光を建てるので転用が必要となります。よって、5条申請をするのですが、パネルの下を耕作していますので、上に太陽光を建てるために3条の区分地上権の許可が必要になります。

5番 佐藤隆幸委員

ソーラーが出来るのは良いのですが、下の耕作が農業としての耕作になるのですか。農業をどのようにやって行くのかということを農業委員会としては、今後の過程を見守っていく必要があるのではないかと思います。

事務局

営農型太陽光施設の転用は、一時転用となります。基本的には3年以内の一時転用許可という形になるのですが、10年まで延長しても良いという例外規定があります。例外規定によると、『担い手が所有している農地または利用権等を設定している農地で、当該担い手が下部の農地で営農を行う場合』というのがあります。今回の場合、認定農業者になった〇〇〇〇が、それに該当します。

転用の許可を出している部分につきましては、毎年1回の報告が必要になります。下部の農地で、収穫された農作物の単収が地域の平均的な単収と比較することにより、農地に知見を有するものの所見等によってこれを撤去するかどうか、毎年判断しなさいということになっております。

農政課を通じて振興局に、ブルーベリーはどのような形で報告を出せばいいのかということを確認していますが、1年ごとに検討していくようになると考えています。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第22号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第23号の1番の案件は、申請地 竹田市大字平田字柳ヶ平〇〇〇〇番 外1筆 合計面積2,207平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林です。申請地は、周囲を山に囲まれ獣害がひどいうえ、農道の整備もされておらず、高齢となり農地の管理ができなくなったため、スギを植え山林として管理する計画です。転用行為は、令和3年4月30日までを予定しております。

転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えます。

議長

3番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第23号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第23号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第23号について、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達いたします。

議長

続いて、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第24号の1番の案件は、申請地 竹田市大字下志土知字下志土知〇〇〇〇番 面積494平方メー

トルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、一般住宅です。転用者は、現在親と同居しており、今回新たに住宅の建設を計画したものです。排水は、自宅で管理している水路へ流す計画です。

工事期間は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までを予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

5番 佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第24号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第24号の2番の案件は、申請地 竹田市大字久保字芹川〇〇〇〇番 外1筆 合計面積10,642平方メートルの畑です。この申請地は、農振法の規定による農用地区域内農地です。転用目的は、営農型太陽光発電施設で、農地での営農をしながらその上で太陽光発電を行うため、支柱等の面積分の23.103㎡の転用申請となります。

申請者は、〇〇〇〇で太陽光発電等も行う業者で、発電パネルの下の農地にて営農を行う業者と関連会社であり、〇〇〇〇でも営農型太陽光施設を営んでおります。パネルの設置については、下の農地に影響が無いよう遮光率を51パーセントにして設置する計画です。工事期間は、許可後から令和3年10月31日までを予定しています。

転用許可基準は、「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に該当すると考えられます。

議長

3番 長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番 長野幸生委員

議案第24号の2番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれなく、計画を実施できることが確実と認めら

れるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第24号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第24号について、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達いたします。

議長

続いて、議案第25号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第25号の1番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字竹田字立小野○○○
○番 登記地目 畑1筆 面積102平方メートルは、昭和39年に相続した当時は県外に居住しており、
今も市外に住んでいるため、農地の管理ができませんでした。現況は、山林となっています。顛末書が添付
されています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第25号の1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。

よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第25号の2番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字三宅字梅木○○○○番 外12筆 登記地目 田6筆 畑7筆 合計面積5,110.92平方メートルは、令和元年に叔父が他界し、遺贈により所有しましたが、叔父も高齢となり平成5年頃から農地の管理ができなかったそうです。現況は、山林、原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第25号の2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林、原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第25号の3番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字会々字上鹿口○○○○番 外1筆 登記地目 畑2筆 合計面積80平方メートルは、隣接する建物のために、○○○○番には、側溝を設置し、○○○○番は進入路の拡幅をしました。現況は、雑種地、道路となっています。始末書が添付されております。

議長

5番 佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第25号の3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は雑種地、道路となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第25号の4番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字門田字小園○○○○

番 外1筆 登記地目 畑2筆 合計面積1, 295平方メートルは、平成18年に相続しましたが、県外に居住しているため農地の管理もできず、すでに山林になっていました。現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第25号の4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第25号の5番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字福原字井ノ元○○○
○番 外5筆 登記地目 田3筆・畑3筆 合計面積2, 741平方メートルは、平成16年に父が他界し
相続しましたが、減反政策によりヒノキやクヌギをすでに植林していました。○○○○番については、家の
宅地に隣接しているのですが、市外に居住しているため農地として管理ができませんでした。現況は山林、
雑種地となっています。顛末書が添付されています。

議長

5番 佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番 佐藤隆幸委員

議案第25号の5番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林、雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第25号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第25号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第26号 利用状況調査に基づく非農地認定について を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第26号の案件は、利用状況調査を実施した結果、B分類の荒廃農地と判断された農地について、農地への復旧が困難で非農地認定をすることに問題はないか意見を求めるものです。

今回は、 田 27筆、面積 9,081.91平方メートル

畑 18筆、面積 6,824平方メートル

その他 4筆、面積 1,641.71平方メートル

合計 49筆、面積 17,547.62平方メートルを非農地として認定するものです。

内訳として、

竹田地域では、40筆、面積 14,239.91平方メートル

荻地域では、 7筆、面積 2,292.71平方メートル

久住地域では、 1筆、面積 465平方メートル

直入地域では、 1筆、面積 550平方メートルです。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見・質疑はありませんか。

5番 佐藤隆幸委員

2番の所有者が大蔵省になっていますが、道路は建設省ではないのですか。

事務局

農地台帳をみると間違いなく大蔵省です。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第26号について、非農地認定をすることにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 非農地認定についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年竹田市農業委員会 第3回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。
(午後4時17分)

【閉会:午後4時17分】

令和3年3月5日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....